

新 EU 有機ロゴに関する Q & A¹
(仮訳)

2014 年 3 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)
ブリュッセル事務所

¹ 原文 : Organic Farming Questions and Answers
http://ec.europa.eu/agriculture/organic/documents/logo/organic_logo-faq_en.pdf

【免責条項】

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. EU の新しい有機ロゴのデザインはどのようなもの？



EU の新しい有機ロゴはしばしば「ユーロリーフ」いう名称で呼ばれ、欧州（星は EU の旗に由来）と自然（葉を形どった様式と緑の色）の融合を象徴している。

2. 新たな有機ロゴの意味は？

製品に使われる場合は、EU 有機ロゴは、当該製品が EU によって策定された有機農業セクターの条件や規制に完全に準拠していることを示している。加工製品の場合は、農業成分の 95%以上が有機成分であることを意味する。新たな EU 有機ロゴの横には、管理団体のコード番号と、当該製品を構成する農業原料が作られた場所が表示される。

3. 新しい EU 有機ロゴを使用するにあたり何を検討する必要があるか？

関連する EU 法として、理事会規則(EC) No 834/2007 および欧州委員会規則(EC) No 889/2008 がある。また欧州委員会の農業・農村開発総局は、EU 有機ロゴを適用するための具体的なガイドラインが含まれた詳細なユーザーマニュアルを作成している。マニュアルは、EU の有機農業に関するウェブサイトの「ロゴ (Logo)」のセクションからダウンロードできる：

http://ec.europa.eu/agriculture/organic/files/eu-policy/logo/user_manual_logo_en.pdf

4. 新しい EU 有機ロゴの使用は義務であるか？

規則(EC) No 834/2007 第 23 条(1)に言及されている用語（例：有機、バイオ、エコなど）を使用する場合は、同規則に定められる要件ないし同規則に基づき定められる要件を満たす、EU 市場で販売される包装済み有機食品のラベル表示と広告において EU 有機ロゴの使用が義務付けられている。規則(EC) No 834/2007 第 23 条(1)で言及されている用語を使用する場合、ロゴの使用は義務であるが、包装上へのロゴの使用は排他的でない点は強調すべきである。つまり、同規則を尊重する限り、加盟国独自のロゴや民間ロゴも使用でき、これらをユ

ーロリーフに並べて有機製品に表示することができる。

5. 新 EU 有機ロゴは、どの製品カテゴリーについて義務であるか？

EU 有機ロゴの使用は、有機生産について言及する用語（規則(EC) No 834/2007 第 24 条 (1)(b)参照）を使用する場合に、EU 内で生産された包装済み有機食品に対して義務となる。

6. 新 EU 有機ロゴは、どの製品カテゴリーに対して任意であるか？

EU 有機ロゴはまた、規則(EC) No 834/2007 に規定される要件ないし同規則に基づき規定される要件を満たす EU 域内で生産された非包装済み有機製品、ないし、第三国から輸入され同規則に沿って同等性が認められたあらゆる有機製品に、任意で使用することができる。これらの製品が第三国の市場のみで販売される場合は、事業者は、EU 有機ロゴを有機製品に使用する義務はない。ただし EU 有機ロゴを使用する場合は、EU の法規定を尊重しなければならない。

7. 新 EU 有機ロゴを使用できないのはどのような製品か？

EU 有機ロゴは、規則(EC) No 834/2007 に規定される要件を満たしていない製品には使用できない。

また、転換期間中の製品および規則(EC) No 834/2007 第 23 条(4)(b)および(c)に言及される食品、つまり有機成分が 95%未満の食品には、EU 有機ロゴは使用してはならない。

野生動物の狩猟・漁獲からの製品は有機生産とみなされず、EU 有機ロゴをつけることはできない。

使用例：

下記製品の包装材上にロゴを使用することはできるか（包装材が規則(EC) No 834/2007 に規定される要件を満たしている場合）？

- いわしの有機オリーブ油漬け：NO
- 有機養殖サケ：YES
- 有機ワイン：YES
- 有機野菜から作られたスープ：YES
- 有機羊からの羊毛：NO
- 転換期間中の酪農場からの牛乳：NO

- 加盟国によって容認・認識されている国家ルールまたは民間規格のみが適用されている（EU法で要件がまったく規定されていない）その他の有機動物製品（ウサギ、カタツムリ、シカなど）：NO
- ペットフードないし毛皮動物用の飼料：NO（規則(EC) No 889/2008 第 59 条参照）

8. EU 有機ロゴを使用する際、どのような追加情報が義務となるか？

EU 有機ロゴを製品に使用する際は必ず、管理団体のコード番号、および、当該製品を構成する農業原料が生産された場所を併記しなければならない。

9. 上記の追加情報はどこに示せばよいか？

管理団体ないし管理当局のコード番号は、EU 有機ロゴと同じ視界に表示する。生産場所の表示は管理団体コード番号の真下に表示する。

10. コード番号はどのように表示するか？

コード番号は次のように示す：例えば「AB-CDE-999」の場合、「AB」は管理が行われる国の ISO 国名コード、「CDE」は「bio」「eko」など有機生産との関連を示す用語、「999」は 1～3 桁で成る（各管理団体に属する）参照番号である。

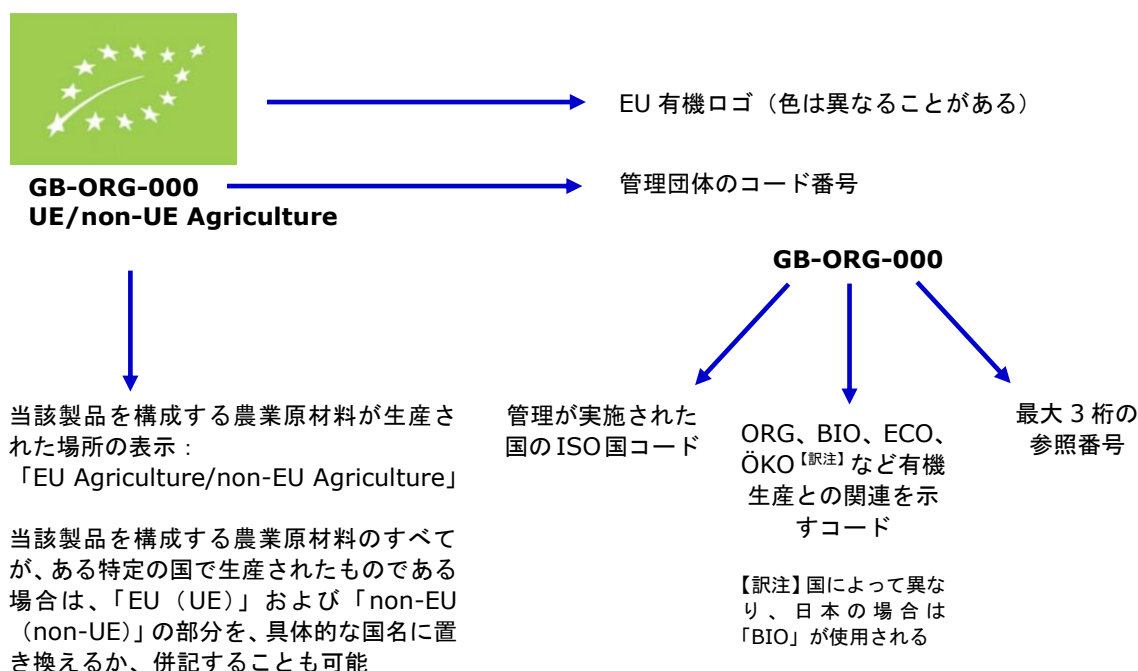
11. 産地表示はどのように示すべきか？

当該製品を構成する農業原材料が生産された場所は下記のとおり表示する：

- 「EU Agriculture」 農業原材料が EU 内で生産された場合
- 「non-EU Agriculture」 農業原材料が第三国で生産された場合
- 「EU/non-EU Agriculture」 農業原材料の一部が EU 内で生産され、その他の部分が第三国で生産された場合。当該製品を構成する農業原材料のすべてがある特定の国で生産されたものである場合は、「EU」および「non-EU」の部分を、具体的な国名に置き換えるか、併記することも可能。

上記の「EU」ないし「non-EU」の表示については、成分の重量比で少量であれば無視することができる場合がある。これは、無視した成分の総重量が、農業由来の原材料の総重量の 2%を超えないことが条件となる。

12. 義務的情報の例（図）



13. EU 有機ロゴを使用しない場合あるいは使用できない場合、製品へのコード番号および生産場所の表示は義務か？

義務である。

ロゴを使用するかどうかに関わらず、有機であることを訴求するすべての製品に管理団体のコード番号を表示しなければならない。生産場所の表示はロゴを使用した時だけ義務となる。

14. 一つの包装に新・旧の EU 有機ロゴを表示できるか？

表示できない。

旧ロゴは、新ロゴに置き換えられ（欧州委員会規則(EC) No 889/2008、2010年3月24日付け欧州委員会規則(EU) No 271/2010により改正）、現在では廃止されている。旧ロゴの使用は、移行期間だけに認められていたが、移行期間はすでに終了している。ただし、当該製品が規則(EC) No 889/2008 第95条(9)でカバーされている場合、すなわち、2010年7月1日以前にEUの有機関連法に沿って生産、包装、ラベル表示された製品の在庫で、これらの製品が現行の有機関連法で規定される要件を満たしていれば旧ロゴを表示でき、事業者が望めば新ロゴも表示できる（例えば缶製品やその他の棚寿命の長い製品の上に追加でシールを貼るなど）。

15. EU 有機ロゴの使用を認められている企業・製品のデータベースやカタログが EU ウェブサイトで入手可能か？

そういうものはない。

ただし認定管理団体および有機セクターの管理を所管する管理当局のリストは下記にある。

http://ec.europa.eu/agriculture/organic/eu-policy/expert-advice/documents/rules-of-procedure/eu_control_bodies_authorities_en.pdf

これらの管理団体は、EU 有機ロゴの下にあるコード番号で識別できる。これらの認定管理団体および管理当局のウェブサイトに行くと、有機認証された製品を生産する事業者とその製品のリストにアクセスできる。

16. ロゴを包装に表示する際のテクニカルな面とは？

テクニカルな面については、EU 有機ロゴのユーザーマニュアルを参照されたい：

http://ec.europa.eu/agriculture/organic/documents/logo/user_manual_logo_en.pdf

新EU有機ロゴに関するQ & A (仮訳)

発行 2014年3月

発行所 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品部農林水産・食品調査課

東京都港区赤坂 1-12-32

TEL : 03(3582)5186

©JETRO (無断転載を禁じます)